

札幌市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例案
令和2年(2020年)2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

札幌市男女共同参画センター条例(平成15年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表備考2を次のように改める。

- 2 入場者等から入場料、受講料その他これらに類する金員(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の最高額が2,000円を超え4,000円以下のときの使用料は10割増とし、その額が4,000円を超えるときの使用料は20割増とする。ただし、入場料等を徴収しない場合又は入場料等を徴収する場合の最高額が2,000円以下のときであっても、営利又は営業の目的で使用するときの使用料は、10割増とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(理 由)

有料施設の使用料の割増し規定を明確化する規定整備を行うため、本案を提出する。